東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年10月23日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年10月23日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし 区分 II: 該当なし 区分 II: 該当なし その他: 7 件

その他: 7 件				
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	平成25年10月22日当社社員が1号機原子炉建屋付属棟地下1階通路(管理区域内)にて業務の移動中、扉閉鎖時において、左手薬指第一関節を挟み、左手薬指の爪に内出血及び腫れが認められたため、当発電所内の診療所にて診察を受け、治療後診療所医師より亀裂骨折の疑いがあるため、翌日病院での診断を指示された。 平成25年10月23日外部医療機関医師の診察の結果、「左環指末節骨骨折」全治1ヶ月(休業無し)と診断された。	GⅢ	
2	2号機	タービン建屋地下1階南東、東側壁10m上部配管貫通部において、雨水と思われる水の滴下(測定結果、汚染無し)が認められたため、当該滴下箇所を点検・修理。	GⅢ	
3	2号機	タービン建屋2階南東側配管貫通部において、雨水と思われる水の滴下(測定結果、汚染無し)が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
4	3号機	取水設備除塵装置固定式バースクリーン(H)において、震災後の点検計画では平成25年10月31日が 点検期限となっていたが、当該設備の点検に使用するクレーンに不適合が発生し点検期限を守れない ため、当該設備の本格点検時期の延長手続きを実施。	GⅢ	H25.10.24再審議 にてグレード変更 対象外→GⅢ
5	その他	台風26号に伴う高波浪の影響により、南防波堤上部コンクリート1スパン(12m)の流失、及び1号機放水口地上部に設置されている開口部グレーチングの破損が認められたため、当該箇所を修理。	GⅢ	
6	その他	一次水処理系パルセータ(上部開放型の集水タンク)(A)において、台風の影響による落ち葉の堆積が原因と思われる集水管の詰まりが認められたため、当該集水管を点検・清掃。	対象外	
7	その他	一次水処理系パルセータ(上部開放型の集水タンク)(B)において、台風の影響による落ち葉の堆積が原因と思われる集水管の詰まりが認められたため、当該集水管を点検・清掃。	対象外	